

大野南地区防災計画

(平成27年11月)

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

- 1 目的・・1
- 2 地区防災計画の構成及び組織編成・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

- 1 地区居住者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 自主防災組織の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 事業者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 4 中高層共同住宅管理者等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第3章 地区の概要

- 1 自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3 地域の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第4章 アセスメントによる地区被害想定

- 1 被害地震と条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2 建物被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3 人的被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

2 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 地区災害対策本部活動

- 1 地区災害対策本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 2 本部役員の参集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 3 本部の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 4 情報の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 5 本部の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

第2章 地区の応急対策活動

- 1 自主防災隊等の編成と各班の役割・・・・・・・・・・・・10

第3章 地震災害時における応急対策活動

- 1 自助の活動（まずは、自分・家族の身を守る）・・・・14
- 2 初期消火活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 3 救出・救護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 4 避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 5 災害時要援護者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 6 避難所運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

7	住民の安否確認	18
8	在宅避難者の把握・支援	18
9	ボランティアの活動について	18

第4章 風水害時における応急対策活動

1	地区の風水害の想定	20
2	事前対策	20
3	情報の取得方法について	20
4	避難情報について	20
5	避難行動について	21
6	避難場所について	22

3 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1	基本方針	23
2	自主防災隊の役割	23
3	防災知識の普及・啓発	23
4	災害危険箇所の把握	24
5	災害時要援護者の把握、避難支援体制	24
6	防災訓練の実施	25

第2章 災害に対する備え

1	災害に備えた各家庭での取組	26
2	高層共同住宅等の災害対策	26
3	地区での備え	26
4	避難場所等	26

資料編

1	大野南地区防災計画検討協議会会則
2	大野南地区災害対策本部設置基準
3	災害発生直後の避難行動フローチャート（地震編）
4	災害発生直後の避難行動フローチャート（風水害編）
5	大野南地区防災ガイド・防災マップ
6	参考資料一覧

1 総則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

このため、大野南地区防災計画は地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的とする。

2 地区防災計画の構成及び組織編成

大野南地区防災計画は、総則、応急対策計画（地震・風水害）、災害予防計画で構成する。本地区防災計画を推進するための主体となる組織は、地域に密着した活動が不可欠なため、単位自治会ごとに組織されている単位自主防災隊とする。

なお、地区としての連絡体制や協力体制を確保し災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、大野南地区自治会連合会を単位とした大野南地区連合自主防災隊が統括する。

また、単位自主防災隊及び連合自主防災隊は、避難者等の情報把握及び被害情報の共有に努めるため、避難所運営協議会及び市現地対策班との連携を図るものとする。

（1）単位自主防災隊

災害時に備え、平常時から居住地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者名簿の状況等を把握しておくとともに、災害時に必要な資機材の整備を行う。

災害が発生した場合は、防災隊長（副隊長）がその指揮を行うとともに、地区連合自主防災隊及び市現地対策班との連携を図るものとする。

（2）地区連合自主防災隊

単位自主防災隊の活動状況を把握するとともに、防災専門員の意見を踏まえ、全体の統括を行う。

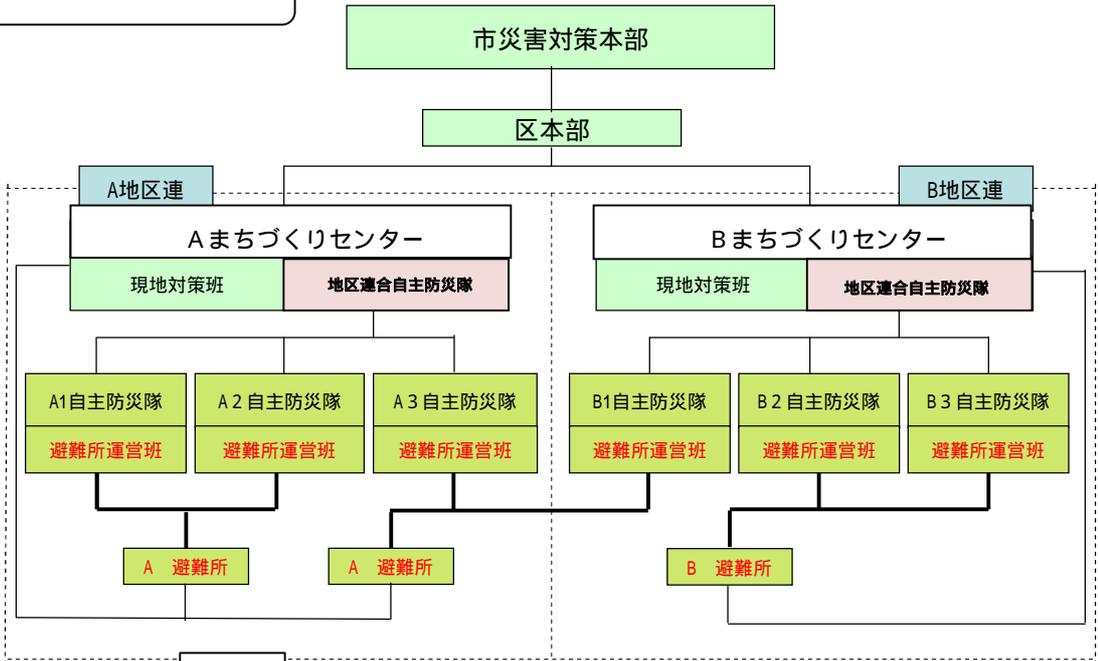
災害が発生した場合は、避難所運営協議会や市現地対策班を通じて、避難所の開設状況を把握し、必要な支援等を行う。

（3）避難所運営協議会

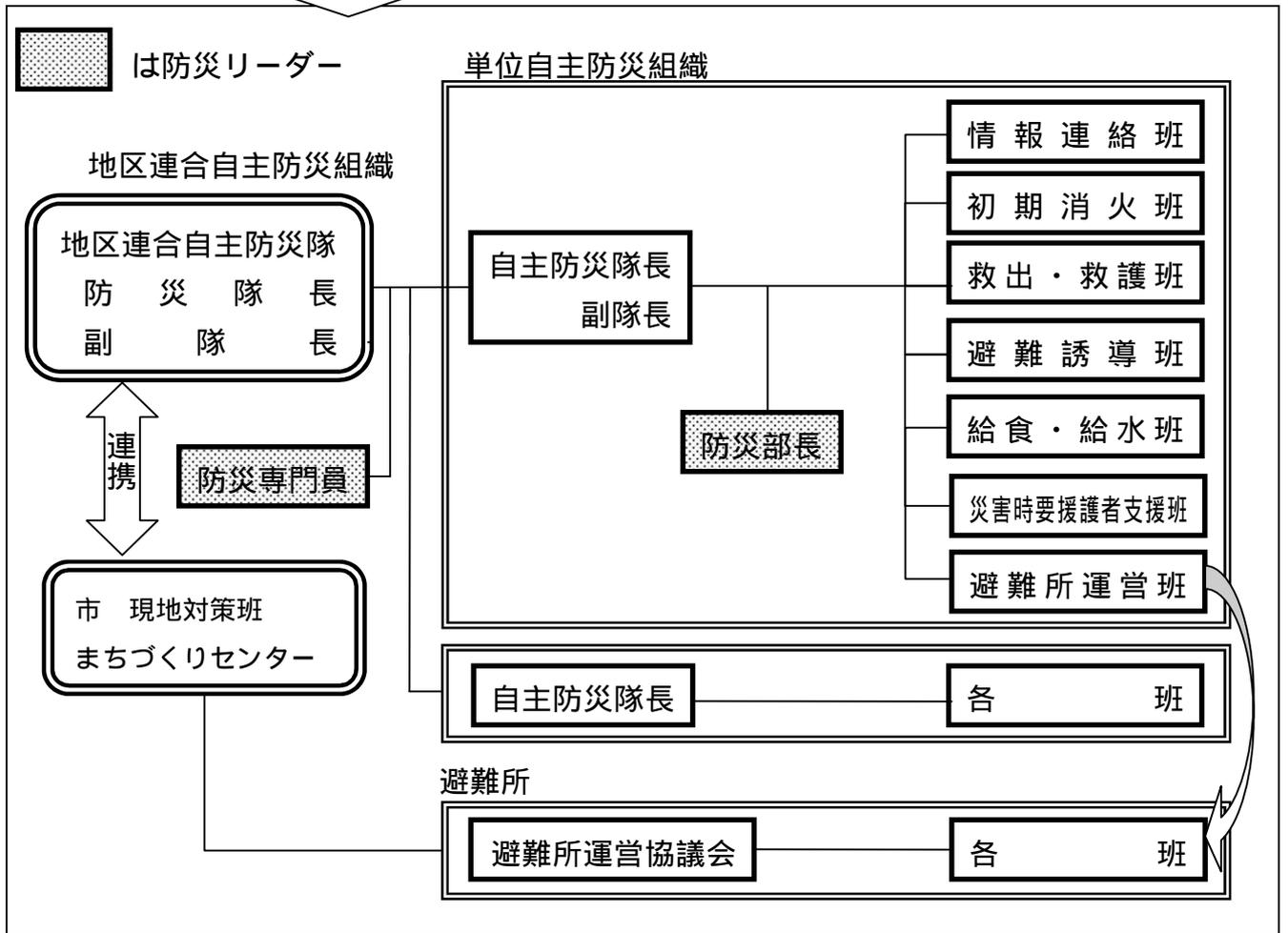
避難所運営協議会は、各作業班の担当委員を選任し、担当委員は、その役割を担うとともに、施設管理者と協議会役員等において、避難所として使用できる施設範囲を取り決め、避難所開設時を想定した必要な資機材の準備を行う。

災害が発生した場合は、会長が避難所運営の統括を行うとともに、市現地対策班、単位自主防災隊及び地区連合自主防災隊との連携を図るものとする。

組織編成図



詳細



3 計画の修正

この計画は、修正が必要となった場合、次の手続きにより修正する。

計画の修正（見直し）基本方針

計画内容に影響のない修正（誤字、脱字等や法令等の引用条文）については、大野南地区自治会連合会役員会の了解を得て修正し、自治会長会議及びまちづくり会議へ報告することとする。

計画内容に変更を伴う修正については、本計画検討組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、自治会長会議及びまちづくり会議へ付議（報告）をした上で修正することとする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、災害に強い居住者と地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護、災害時要援護者の支援等に努めるとともに、避難するに当たっては、冷静かつ積極的に行動する。
また、過去の災害を教訓とし、災害時には自らの安否等の情報を発信する。
- (4) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組を実施する。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備・点検を実施する。また、民生委員等との積極的な連携を図り、災害時要援護者等の把握や避難支援体制を確立する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の避難支援等を実施する。

3 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災組織と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。

- (3) 災害が発生した場合には、行政機関、地区住民及び自主防災隊と連携して、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

4 中高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持・確保に努める。
- (2) 地震等による電気、ガス、上下水道、エレベータ等の停止を想定した、居住者の生活支援用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、中高層階居住者の生活支援対策を実施するよう努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

(1) 特徴

大野南地区は、市の東南に位置し、東に境川を境とする町田市、南に大和市と隣接している地区である。まちの中央を横断する国道16号と県道51号(行幸道路)、新宿と小田原・江ノ島方面を結ぶ相模大野駅を有するなど交通の要衝として利便性の高い地区であり、市の「南の玄関口」といわれている。地区の中心部である相模大野駅周辺は、高層住宅や商業施設、文教施設などが整備された商業地・文教地区である一方、その周辺は、公園や緑道、境川の水辺などの自然を残しつつ、戸建の住宅地が広がる、市内でも人口密度の高い地区である。

2 社会的条件

(1) 人口

大野南地区の人口は、平成27年4月1日現在、73,604人となっている。年齢別では、年少人口(15歳未満)が13.1%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が67.8%、高齢人口(65歳以上)が19.1%となっている。 住民基本台帳人口

(2) 交通

本地区は、小田急線の相模大野駅を中心に、横浜線の町田駅、田園都市線の中央林間駅が近隣にあり、都心や横浜方面、県西部へのアクセスが良い、広域的な交通利便性の高い地区である。また、道路は、地区の中央を国道16号、県道51号(行幸道路)が通っており、交通の要衝として利便性の高い地区である。

3 地域の現状と課題

(1) 住宅火災の対応

本地区は、市内でも人口密度の高い地区であり、相模大野駅周辺(徒歩10分から15分圏内)に戸建住宅が広がっている。高齢化も進んでおり、地震等の災害発生時には住宅火災の対策が重要である。

(2) 大型マンションの増加

高層・大型マンションの建設が進んでいる地区であり、電気・ガス等のライフライン停止による被害や、マンション設備の被害、自助・共助の普及啓発など、マンション特有の対策についての検討が必要である。

(3) 帰宅困難者の対応

地区内には、小田急線の相模大野駅があり、災害発生時に帰宅困難者等が多数発生する可能性が高く、地区内住民の避難と帰宅困難者の避難とを明確に区別する必要がある。

(4) 商店街等との連携の推進

商店街やデパート等の大型店舗など、商業施設が発展した地区であることから、災害時における商店街や商業施設との協力関係を構築する取組みが必要である。

(5) 浸水・急傾斜地崩落の危険性

地区内の境川沿岸付近の広い範囲で浸水想定区域に、深堀川の一部で急傾斜地崩壊危険区域に指定されており、地区住民へ指定区域や災害時の具体的な対応についての周知を徹底する必要がある。

第4章 アセスメントによる地区被害想定

1 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震（M7.1）
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震（M7.1）
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生する M8 クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏 12 時、冬 18 時、冬深夜 2 時の 3 ケース
	天候	晴れ、風速 3 m（本市の平均風速）

2 建物被害

大野南地区での建物被害の想定は次のとおりである。（冬 18 時） 単位：棟

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	13,342	691	100	0	1,944
西部直下地震	13,342	28	6	0	408
大正関東タイプ地震	13,342	151	0	0	964

3 人的被害

大野南地区での人的被害の想定は次のとおりである。 単位：人

	冬 2 時				冬 1 8 時	
	死者	閉込者	重傷者	軽傷者	避難者当日	避難者 1 週間後
東部直下地震	43	310	52	309	2,420	7,324
西部直下地震	1	16	2	56	221	2,010
大正関東タイプ地震	8	63	12	134	602	3,924

2 応急対策計画(地震・風水害)

第1章 地区災害対策本部活動

1 地区災害対策本部の設置

下記の場合には、大野南まちづくりセンターに「大野南地区災害対策本部(以下「本部」という。)」を設置する。

本部を設置した場合には、「市南区本部大野南現地対策班(市現地対策班)」にその旨を連絡する。

- (1) 相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合
- (2) 東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合
- (3) 風水害等により、地区に甚大な被害が想定される場合

2 本部役員の参集

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、本部役員等は別添資料2「大野南地区災害対策本部設置基準」により参集を行う。ただし、地区に甚大な被害が想定される場合には、地区連合自主防災隊長等が市現地対策班と協議の上、本部役員等に動員を行う。

3 本部の活動

本部の主な活動は次のとおりとする。

- (1) 大野南地区内の単位自主防災組織から被害情報等の収集を行う。
- (2) 収集した情報をもとに対策検討及び支援を行う。
- (3) 収集した地区の状況について市現地対策班に報告する。
- (4) 避難所運営協議会や市現地対策班を通じて、避難所の開設状況等を把握し、必要な支援等を行う。

4 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 収集の方法

テレビ、ラジオ、防災行政無線(ひばり放送)、防災メール、インターネット、簡易無線等。

(2) 伝達の方法

各種電話、FAX、簡易無線、伝令等により伝達を行う。また、伝達にあたっては、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、(だれが)、どうして、どのように」の要領で情報伝達を行う。

(3) 伝達経路

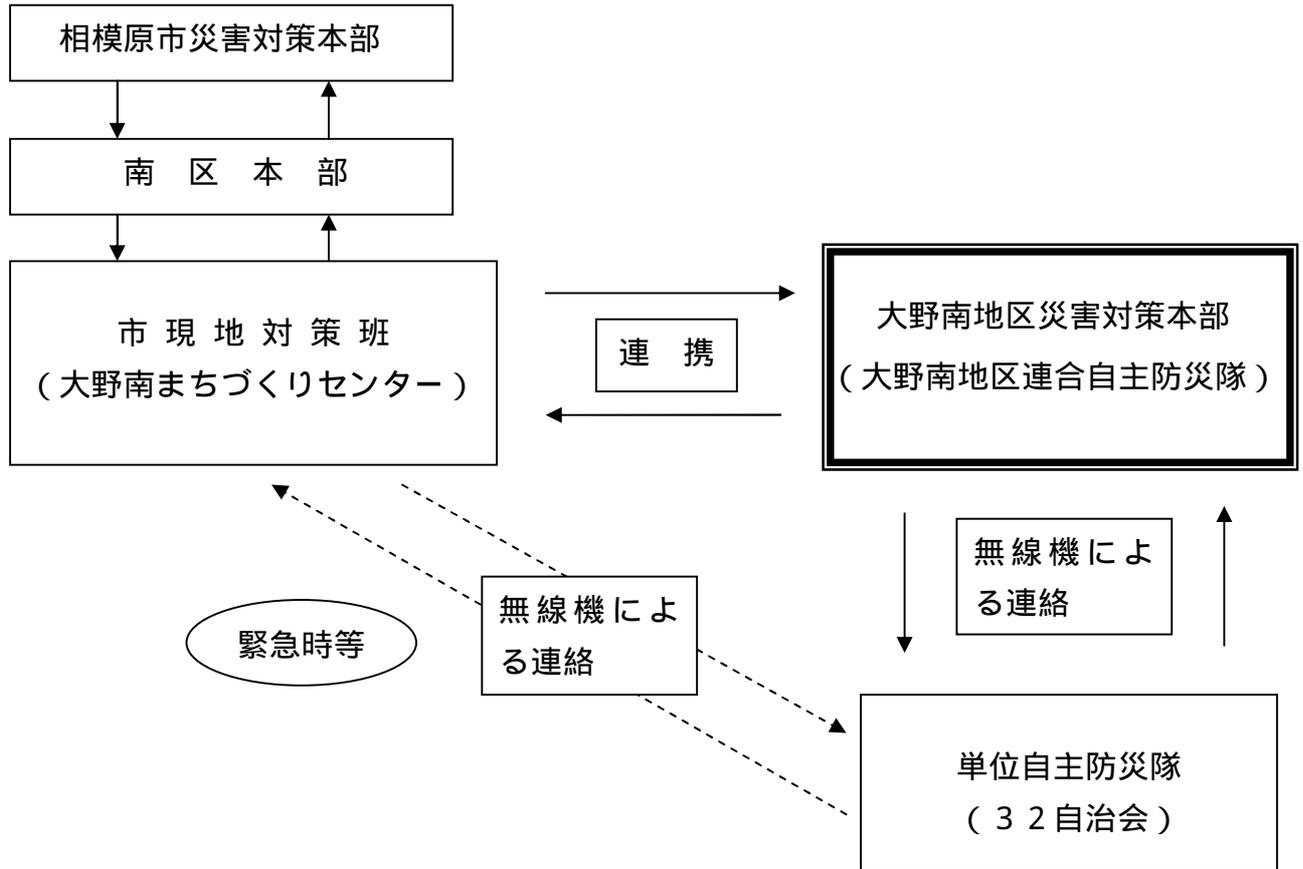
次ページの図のとおりとし、基本的には、市災害対策本部 南区本部 市現地対策班 地区連合自主防災隊 単位自主防災隊とする。

5 本部の廃止

次の場合には本部を廃止する。また、本部の廃止については、市現地対策班と協議の上行うものとする。

- (1) 地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合
- (2) 東海地震予知情報及び警戒宣言が解除された場合
- (3) 発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合

【情報の伝達経路】



第2章 地区の応急対策活動

1 自主防災隊等の編成と各班の役割

災害の規模や活動の状況等に応じて円滑な防災活動を行えるよう、以下の基本的な役割に沿った組織編成とする。

(1) 単位自主防災隊

【自主防災隊長等の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
自主防災隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・地区連合自主防災隊との連絡調整 ・防災訓練等の計画、実施 ・組織内の情報伝達体制の整備 ・組織の指揮総括 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区連合自主防災隊との連絡調整 ・地域内の災害情報の収集伝達 ・災害活動の指示 ・被災者、要救護者、災害時要援護者への支援
副隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災隊長の補佐 	
防災部長	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況の把握 ・防災活動に係る各班への専門的、技術的指導 ・他の自主防災隊等との連絡体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の被害状況の把握 ・活動に対して具体的な指示を行い、組織的活動を誘導

【自主防災隊の各班の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> 啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等を情報収集し、地区連合自主防災隊を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達
初期消火班	<ul style="list-style-type: none"> 消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御
救出・救護班	<ul style="list-style-type: none"> 救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得 	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路の安全チェック、危険要素のチェック 	<ul style="list-style-type: none"> 全員が安全に避難できるように避難誘導を行い、避難者の安全を確保
給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> 炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得 	<ul style="list-style-type: none"> 給食・給水のルールを作り、秩序ある給食・給水活動を実施

要援護者支援班	民生委員等と連携し、要援護者の把握、支援方法を確立	民生委員や地域住民と協力し、要援護者の支援活動を実施
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法の訓練を実施	施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所を自主的に運営

(2) 地区連合自主防災隊

【地区連合自主防災隊長等の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
地区連合自主防災隊長	<ul style="list-style-type: none"> 市現地対策班等との連絡調整 地区防災訓練等の計画、実施 地区連合自主防災隊間の連絡協力体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 地区内の災害情報の収集伝達 市現地対策班等との連絡調整 災害活動に対する支援協力
副隊長	地区連合自主防災隊長の補佐	
防災専門員	<ul style="list-style-type: none"> 地区防災訓練等の計画、実施に係る指導・助言 防災活動に係る専門的、技術的指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> 災害活動に対する支援協力 防災活動に係る専門的、技術的な指示を行い、組織的活動を誘導

【地区連合自主防災隊の平常時・災害時の役割】

平常時	災害時
<ul style="list-style-type: none"> 地区連合自主防災隊長や防災専門員は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災隊を超えた地区防災訓練・イベント等の計画・実施を行う。 地区連合自主防災隊長や防災専門員は、市現地対策班や単位自主防災組織の活動内容を踏まえ、防災関連情報等の連絡や防災訓練等に関する調整などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区連合自主防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、大野南まちづくりセンターに本部を設置し、市現地対策班とともに、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。 単位自主防災隊や、市現地対策班を通じ避難所運営協議会との連絡・調整を行うとともに、緊急に支援を必要とする地域に集中的な対応を行うなど、単位自主防災隊を超えた効果的な災害対応を行う。

(3) 避難所運営協議会

【避難所運営協議会の各班の平常時・災害時の役割】

班	平常時	災害時
管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営方法の検討 ・生活ルールの作成 ・検討及びルールに基づいた訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の居住区画の設定 ・避難所の共有区画の整理
情報班		<ul style="list-style-type: none"> ・避難者名簿の作成 ・市現地対策班との連絡調整 ・避難者の入退所の管理 ・避難者への情報提供
衛生班		<ul style="list-style-type: none"> ・既設トイレの管理 ・仮設トイレの設置、管理 ・ごみや資源の集積場の設置 ・ペット同行者の対応
救護班		<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救護 ・救護所への搬送
要援護者支援班		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の対応 ・在宅の要援護者に対する物資や情報の提供
給水班		<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水や生活水の確保 ・応急給水の要請
救援物資班		<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品の管理、受入れ ・居住区画単位への配布 ・必要数量の要請
炊き出し班		<ul style="list-style-type: none"> ・食料管理、受入れ ・炊き出しの実施
安全・警備班		<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理 ・夜間の巡回警備

(4) 自主防災隊等の連携

単位自主防災隊、地区連合自主防災隊、避難所運営協議会、市現地対策班等は、災害時における大野南地区全体の防災対策をさらに向上させるため、平常時から訓練を行うなど、連携体制の強化を行うものとする。

(5) 地区の防災組織の期別活動モデル

< 大野南地区の期別活動モデル >

		時間の経過	被害の状況等	地域の防災組織の主な活動内容	活動指針	
時	平常時			<ul style="list-style-type: none"> ・組織の充実 ・地域の状況把握 ・関連情報の提供、住民の意識啓発 ・防災訓練の実施 ・防災資機材等の整備 ・災害時要援護者の把握 ・他の自主防災隊等防災関係組織との連携 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 組織の充実、備えの充実を図り、災害時の対応能力を高める </div>	
	災	初動期	災害発生 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の発生、家屋の倒壊、土砂災害 ・人的被害の発生 ・ライフラインへの被害、交通のマヒ ・避難開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火 ・負傷者等の救出・救助 ・医療・救護活動 ・避難者の誘導 ・災害時要援護者への支援 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 近隣の安全を確保するための活動を率先して行う </div>
		緊急期	数時間後 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼の拡大 ・ライフライン等の応急復旧作業の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 ・避難所の運営・支援 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ↓ </div>
	害	救援期	2～3日程度 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の鎮火 ・被害の鎮静化 ・ライフライン等の一部復旧～全面復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な情報の収集と提供 ・避難所の管理運営 ・食料・飲料水等の支給 ・災害時要援護者への支援 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ↓ </div>
復旧期		1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・長期避難対策の実施 ・各種機能の回復作業の実施 ・応急仮設住宅の供給手続きの開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の管理運営～閉鎖 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地域の被災者の自立を支援するための活動を組織的に行う </div>	

第3章 地震災害時における応急対策活動

1 自助の活動（まずは、自分・家族の身を守る）

自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方ももちろん大事であるが、発生した災害でケガをしたり命を落としてしまえば、「共助」の活動が行えない。災害が発生した直後は、まず、自分・家族の身を守るため下記の行動をとるよう徹底する。

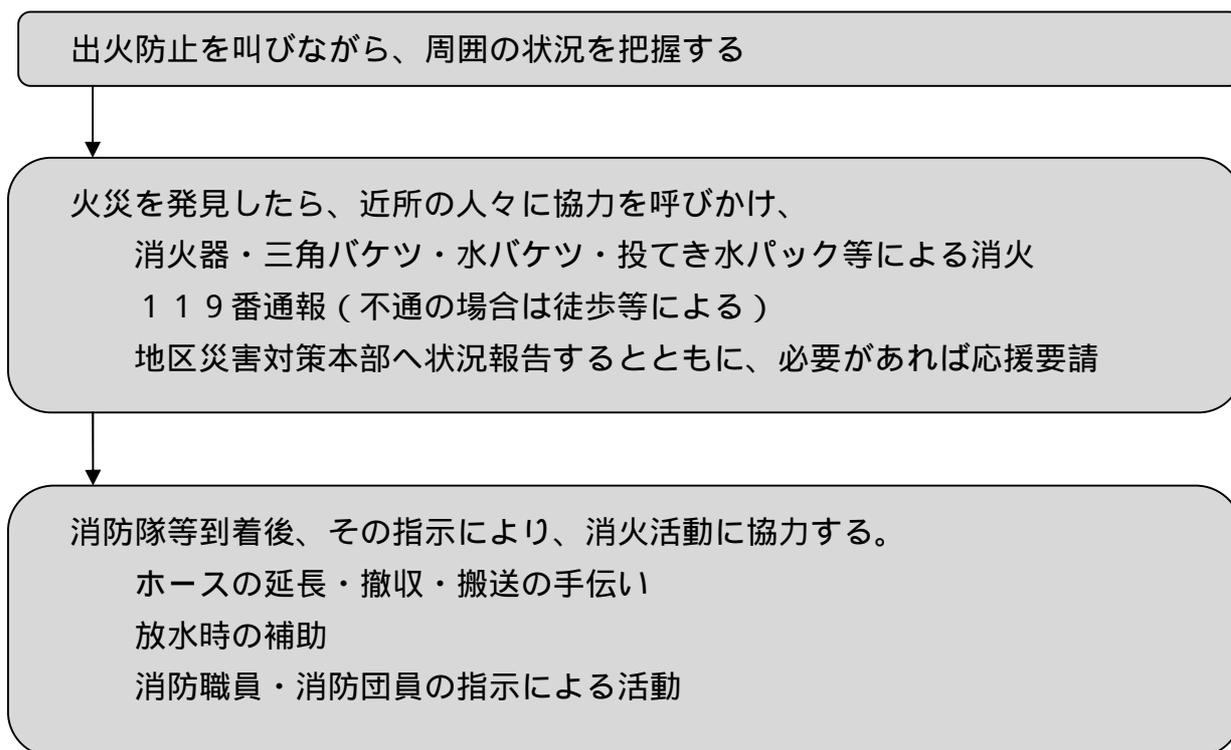
- (1) 家具やテレビなどから離れ、テーブルなどの下に入る。
- (2) 火元の確認をし、ドアを開けて避難路を確保する。
- (3) 家族の安全を確保する。

2 初期消火活動

(1) 初期消火活動

発災直後の火災に際しては初期消火が特に重要になるため、地区住民及び自主防災組織等は自発的に消火器、水バケツ、小型消防ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火活動を行うとともに、消防関係機関に協力するよう努めるものとする。

【初期消火活動の流れ】



3 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、積極的に協力する。

救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。

傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、救護所に搬送し、その他の傷病者は、消防団員等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

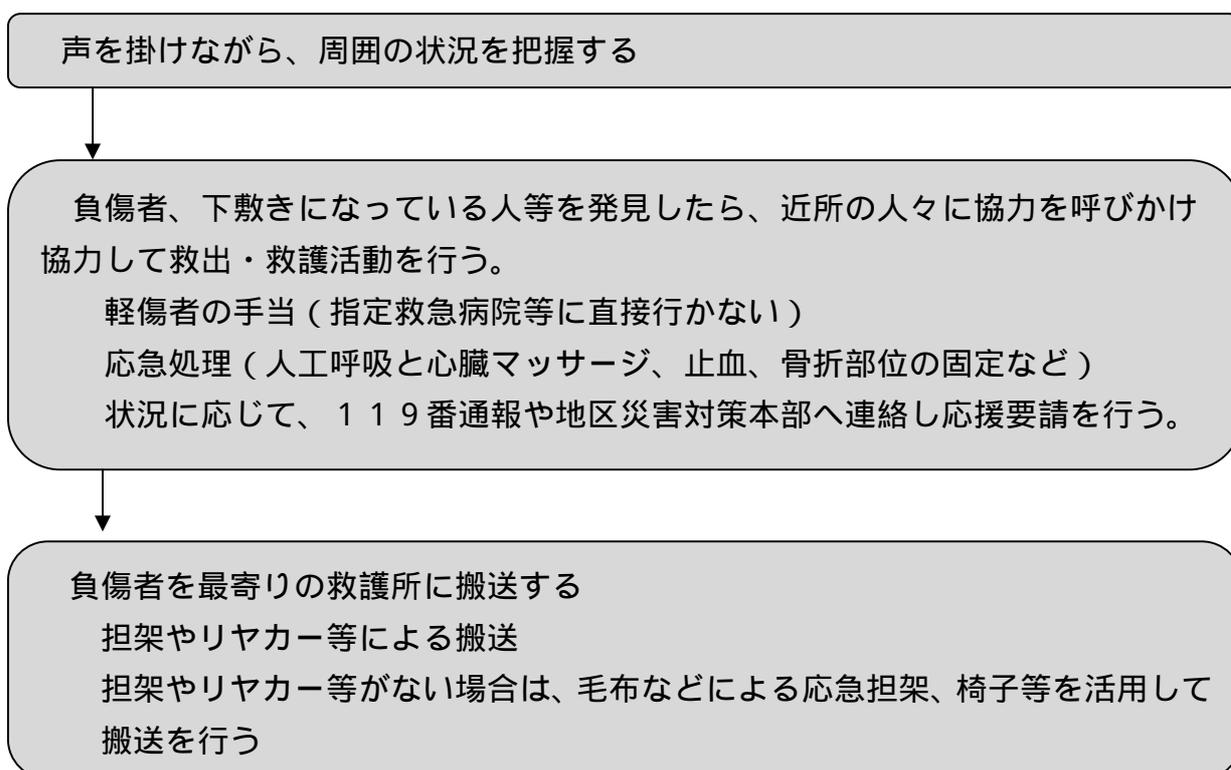
(2) 救護所等への搬送

負傷者が医師の手当を必要とするときは、救護所(南大野小学校、谷口台小学校)、若しくは拠点救護所(相模原南メディカルセンター)に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、出動を要請する。

【救出・救護活動の流れ】



4 避難誘導

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難誘導を行う。

また、地域住民の避難行動については、別添資料3「災害発生直後の避難行動フローチャート（地震編）」（避難所運営マニュアルから抜粋）のとおりとする。

(1) 避難誘導の指示

ひばり放送や市の広報車による避難指示、勧告等が出たとき、又は自主防災隊の隊長等が避難の必要があると認めたとき、隊長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

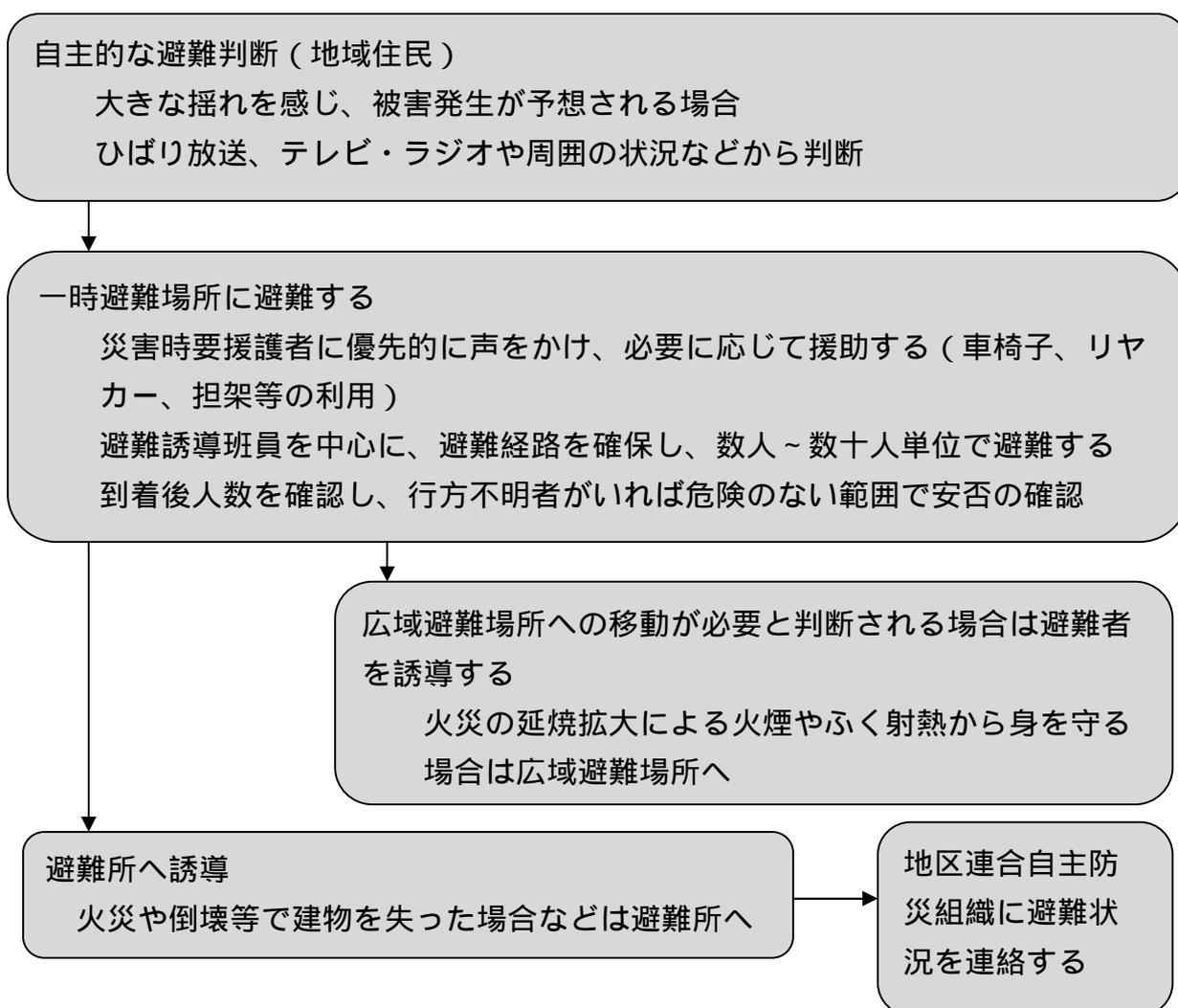
(2) 避難誘導

隊長等の避難誘導開始の指示を受けた時は、予め想定した避難経路により、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難者の安全確保

避難者の安全を最優先とし、特に災害時要援護者に配慮しながら、安全な装備で避難を行う。

【避難誘導活動の流れ】



5 災害時要援護者対策

災害時において、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦及び外国人などの災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を優先的に行うものとする。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考にし、地域の実情にあった方法で行うこととする。

(2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の戸別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに地区災害対策本部（地区連合自主防災隊）に報告する。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(3) 避難誘導

発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととし、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

【災害時要援護者支援活動の流れ】

災害時要援護者が在宅する家屋等を巡回し、安否の確認を行う

【高齢者】

民生委員・児童委員や関係団体等と協力し、所在情報をもとに、主体的に確認

【身体障害者・知的障害者】

民生委員・児童委員や関係団体等の協力を得て、戸別訪問、電話等により確認

【保護者と離れてしまった乳幼児等】

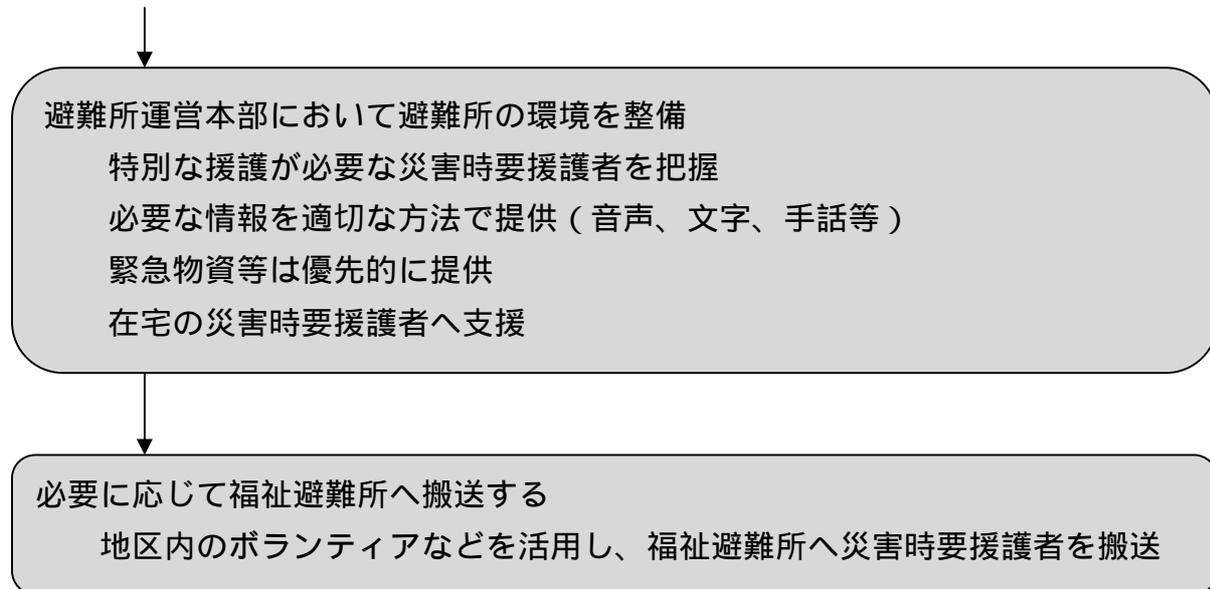
災害時要援護者支援班を中心に把握

救出・救護、避難誘導を行う

地域住民の協力、ボランティア、民生委員・児童委員等との連携により、主体的に救出活動を実施

地域住民の協力と連携により、避難所への誘導、援助を実施

状況により地区災害対策本部に応援要請及び状況報告を実施



6 避難所運営

避難所運営については、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所運営協議会が中心となって避難所運営本部を立ち上げ、避難所運営を行うこととする。

7 住民の安否確認

地区内の自主防災隊等は、地区住民の安否確認の情報収集を行い、必要に応じて救出・救護班、避難誘導班等により、安全が確保される範囲内において現地確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

また、収集された情報については、適時、地区災害対策本部（地区連合自主防災隊）に報告を行い、報告を受けた本部は、随時、市現地対策班に報告する。

8 在宅避難者の把握・支援

地区内の自主防災隊等は、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営本部及び地区災害対策本部（地区連合自主防災隊）と協力して在宅避難者への支援を行う。

9 ボランティアの活動について

災害時におけるボランティア活動については、市現地対策班及び相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

（1） 専門ボランティアの活動分野

ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）

イ 福祉（手話通話、介護士）

ウ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）

- エ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- オ 通訳（外国語通訳）
- カ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- キ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清 掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援
- カ 広報資料の作成
- キ その他危険のない作業

第4章 風水害時における応急対策活動

1 地区の風水害の想定

本地区は境川沿いの広範囲にわたり、浸水想定区域に指定されている地域と、深堀川の一部に急傾斜地崩落危険区域に指定されている箇所があるため、風水害発生時には、早めに避難行動をとるなど情報収集と事前準備が重要になる。

2 事前対策

- (1) 台風などによる風水害については事前に雨量等の予測が可能な場合が多いため、テレビなどによる情報収集を積極的に取得するように心がける。
- (2) 事前に取得した情報により、雨量の増加による浸水(内水)や河川水位が高くなることが予測される場合は、被害を未然に防ぐため、消防団等と協力し、土のう積み等の事前対策を積極的に行う。

3 情報の取得方法について

情報の取得方法については、「防災ガイドブック」を参考にテレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線(ひばり放送)、防災メール等を活用し、積極的に取得すること。

4 避難情報について

市から発令される避難情報は、避難準備情報、避難勧告、避難指示であり、それぞれの内容は次のとおりである。

【避難情報等の意味合いと判断の目安】

情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動	判断の目安
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等避難準備を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【浸水想定区域】 ・氾濫警戒情報が発表されたとき 【浸水被害警戒地域】 ・雨量が浸水被害警戒基準に達すると予想されるとき

情報の種類	発令時の状況		
	発令時の状況	住民に求める行動	判断の目安
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 ・災害の前兆があるとき 【浸水想定区域】 ・氾濫危険情報が発表されたとき 【土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき 【浸水被害警戒地域】 ・雨量が浸水被害警戒基準に達したとき
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 	<ul style="list-style-type: none"> 【災害共通】 ・災害が発生したとき ・切迫した災害の前兆があるとき

5 避難行動について

市から避難情報が発令された場合等の避難行動については、別添資料4「災害発生直後の避難行動フローチャート（風水害編）」（避難所運営マニュアルから抜粋）のとおりとし、大雨等が予想されるときには、気象情報等を入手するとともに、自らの判断により、次の考え方に沿って早めの避難行動をとることとする。

- (1) 台風などによる風水害については事前に雨量等の予測が可能な場合が多いため、がけや川の近くに住んでいる住民は、早めに親族・知人宅又は自治会館等の災害発生の

おそれのない場所へ避難すること。

- (2) 避難情報(避難勧告等)が発令された場合には、市が公共施設(避難所・公民館等)を避難場所として開設するので、(1)の避難場所が確保できない場合は利用する。
- (3) 急な大雨などにより早めの避難が困難な場合や避難することがかえって危険な場合は、可能な限りがけから離れた2階以上の建物内で待機する。

6 避難場所について

風水害時には、次の区分に応じた避難場所に避難する。

避難場所	用途	避難情報等	運営(対応職員等)
自治会館等 (自治会等が指定する建物等)	大雨等の予報があり、自宅では浸水やがけ崩れの不安があるため、一晩身を寄せる場合。	自主避難 避難準備情報	市民(地域住民)
公民館		自主避難 避難準備情報	公民館職員(館長代理) 公民館担当市職員
避難所 1		避難勧告 避難指示	避難所担当市職員 2
避難所	土砂崩れや浸水等により、自宅での生活が困難な場合		避難所運営協議会 避難所担当市職員

1: 避難準備情報の発令の際に開設する場合がある。

2: 一時的な開設のため、原則、避難所担当職員により運営することとし、避難所運営協議会には、開設した旨を必要に応じて連絡する。

3 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

大野南地区における大地震や風水害・雪害による被害等を最小限にとどめるため、地区の特性に応じた災害対策を促進し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主的な組織体制を作り、地域住民が安心して暮らせるよう災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災隊の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。また、民生委員等との積極的な連携を図り、災害時要援護者等の把握や避難支援体制を確立する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。

3 防災知識の普及・啓発

地区連合自主防災隊は、市現地対策班等と連携を図り、地区住民の防災意識の高揚を図るため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

- (1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。
 - 防災組織及び防災計画に関すること。
 - 地震、火災、水災、雪害等についての知識に関すること。
 - 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
 - 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
 - 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
 - 住宅の安全対策に関すること（耐震化、感震ブレーカー、家具の固定等）。
 - ブロック塀の安全対策に関すること。
 - その他防災に関すること。
- (2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。
 - パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
 - 講演会等の開催
 - パネル等の展示
 - 防災情報マップ等の作成
- (3) 実施時期
火災予防運動期間、市防災週間等の防災関係諸行事の行われる時期に実施するほか、

各種イベント等の機会において随時実施する。

4 災害危険箇所の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区の防災問題に関する把握を行うとともに、それらを記載した防災マップを作成し、地区内における防災情報の共有を図る。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

浸水想定区域、急傾斜地崩壊危険区域等
地区の防災施設、設備
過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の主な方法は、次のとおりとする。

相模原市防災アセスメント調査
相模原市地区別防災カルテ
相模原市ハザードマップ（洪水・土砂）

5 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害が発生した場合に、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦及び外国人などに対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については、「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」等を参考に、地域の実情に合わせた方法により行うものとする。

(1) 災害時要援護者の把握方法例

市と協定締結による災害時要援護者の把握（災害時要援護者避難支援事業）
自治会独自調査による災害時要援護者の把握

(2) 災害時要援護者の支援活動のおもな流れ

災害時要援護者名簿等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者名簿等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合っ
て定期的に更新する。

災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め
検討し、訓練等に反映させる。

災害時要援護者の避難支援

市長から避難指示、勧告等が出たとき、又は自主防災隊の隊長等が避難の必要があ
ると認めたときは、隊長等の指示に基づき、災害時要援護者を安全に避難場所まで誘
導する。

また、視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。

6 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次のような防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び災害図上訓練などがある。

(2) 個別訓練の種類

ア 単位自主防災隊は、次の訓練を実施する。

情報収集・伝達訓練

消火訓練

避難訓練

救出・救護訓練

給食・給水訓練

災害図上訓練

クロスロード

イ 各避難所運営協議会は次の訓練を実施する。

避難所運営訓練

避難所運営ゲーム（HUG）

(3) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものである。

また、相模原市等が実施する訓練に参加することもこれに該当する。

(4) 体験イベント型訓練

住民の災害対応能力を高めるため、誰もが参加しやすい体験イベント型として、訓練を行うものである。

(5) 災害図上訓練（DIG）

実際の災害活動に備えるために机上で行うものである。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施内容等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期回数

総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

(8) 他組織との連携強化

隣接する自主防災組織との連携（小規模な組織での合同訓練の実施等）を深めるなど、地区連合自主防災組織間の連携・協力応援体制の強化についても推進する。

また、地域にある事業所等と防災訓練等を通じて、協力関係を構築するなど連携強化を推進する。

第2章 災害に対する備え

1 災害に備えた各家庭での取組

各家庭は、日頃から家族全員で、災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。

また、非常持ち出し品や防災用具の点検・補充を随時実施する。

2 高層共同住宅等の災害対策

中高層・共同住宅の管理者は、敷地・建物内に防災備蓄スペース、防災対応トイレなど、ライフラインが復旧するまでの間、居住者が自立生活できるための震災対策用設備等を確保するよう努める。

また、必要に応じ、火災対策として、感震ブレーカー等の設置に努める。

3 地区での備え

災害時に自主防災組織がその役割を十分に果たすためには、様々な用具や資機材の備蓄が必要である。市の助成制度とあわせて、自主的・計画的に資機材の備蓄を推進する。

また、防災資機材等の備蓄については、必要数量を確保するとともに、定期的に点検や訓練を行い、いざという時に効果的に活用できるよう備える。

4 避難場所等

大野南地区防災ガイド及び防災マップのとおり。

【 1 大野南地区防災計画検討協議会会則】

（名称）

第 1 条 本協議会は大野南地区防災計画検討協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 本協議会は、大野南地区の防災活動の方向性等について、大野南地区防災計画としてまとめることを目的とする。

（構成及び任期）

第 3 条 本協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 構成員の任期は、第 1 回の会議が開催された日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。
- 3 構成員が退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 4 条 本協議会に、会長 1 人及び副会長 1 人を置くものとし、構成員の互選により決定する。

- 2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期によるものとする。
- 3 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 本協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 3 会議は、構成員の半数以上の出席をもって開催することとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（報告）

第 6 条 会長は、協議会の検討経過及び結果について、自治会長会議及びまちづくり会議に報告するものとする。

（意見聴取）

第 7 条 大野南地区の防災計画をまとめるにあたっては、協議会が主体となって、地区住民から幅広く意見を求めることとする。

（委任）

第 8 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（事務局）

第9条 相模原市危機管理局及び大野南まちづくりセンターに置く。

附 則

この会則は、平成27年3月5日から施行する。

別表（第3条関係）

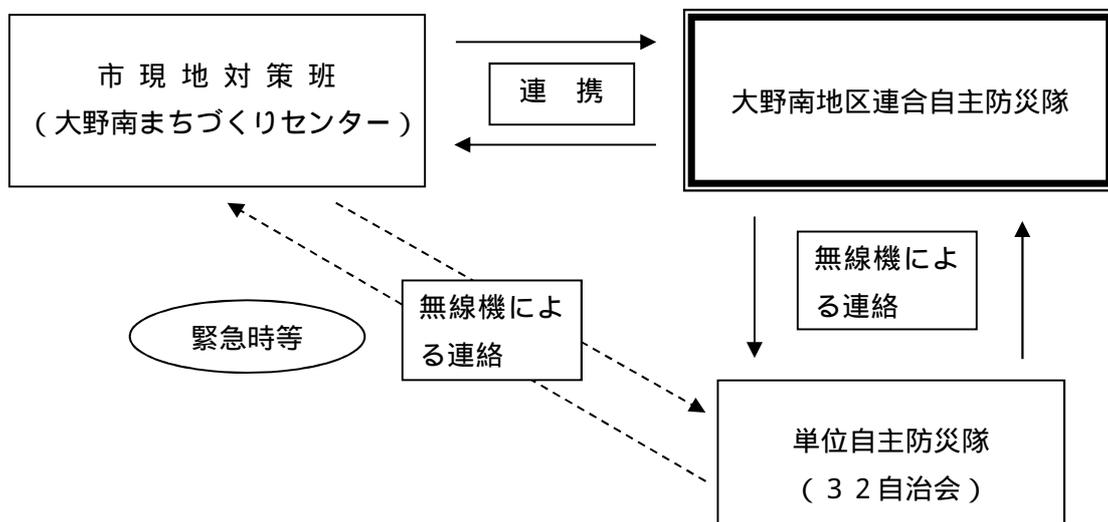
	団体等	委員数	備 考
1	大野南地区自治会連合会（会長）	1人	
2	大野南地区自治会連合会（副会長）	2人	
3	民生委員児童委員協議会	2人	
4	相模大野駅周辺商店会連合会	1人	
5	避難所運営協議会	1人	
6	消防団	1人	
7	防災専門員	2人	
	計	10人	

【 2 大野南地区災害対策本部設置基準】

1.災害対策本部の設置基準

<p>本部設置基準</p> <p>地区連合自主防災隊本部については、防災無線機の電源をONにする目安（基準）にも値する</p>	<p>相模原市（南区）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 東海地震予知情報が発表されたとき 2. 東海地震の警戒宣言が発令されたとき 3. 市域で震度5強以上の地震を観測したとき。 4. 市域で震度5弱以下の地震を観測し、市内に大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 5. その他市長が必要と認めるとき。 	<p>大野南地区連合自主防災隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区連自主防災隊本部の設置基準は、相模原市（南区）に準ずる。 ・防災無線の電源の「ON」については、市域で震度5弱以上の地震を観測したとき。
<p>設置（配備）場所</p>	<p>相模原市役所 各区役所（区本部） まちづくりセンター(対策班)</p>	<p>大野民南まちづくりセンター(南区役所 4F)</p>

2.情報の伝達経路



連合自主防災隊では、無線機により、各自治会の被害状況を確認伝達を行い、市との連携をとる。

避難所では、各自治会等の避難状況を確認し、避難所での対応を行う。

避難所と自主防災隊の長は、別々に立てるのが望ましい。

【3 災害発生直後の避難行動フローチャート（地震編） 避難所運営マニュアル抜粋】

3-1 災害発生直後の避難行動フローチャート（地震編）

災害が発生し、避難が必要な場合の行動についての流れを記載しています。
ポイント 災害が発生した場合は、まず自分の身は自分で守ります。（自助）
地域では、住民同士が協力し、地域全体の安全を確認します。（共助）

災害発生

自分・家族の安全確保（自助）

自宅の倒壊や火災延焼拡大で、煙やふく射熱から身を守るため、緊急に避難を必要とする場合。

災害時に自宅や地域にいる場合で、緊急の避難を要しない場合。

地域での助け合い（共助）



隣・近所には...

災害時要援護者には...
（一人で避難できない人など）

声かけ・安否確認

安否確認・避難の支援

一時避難場所（近隣の公園など）へ

自治会などで確認すること

町内の安否

町内の被害

必要に応じて実施すること

消火・救助活動

応急手当

広域避難場所へ

火災延焼拡大が収まった場合。

自宅での生活が困難な場合など

避難所へ

自宅の安全が確認でき生活可能な場合

自宅へ

【4 災害発生直後の避難行動フローチャート（風水害編） 避難所運営マニュアル抜粋】

3-2 災害発生直後の避難行動フローチャート（風水害編）

大雪など特殊災害時にも避難所を開設する場合があります、風水害編に準じて避難することがあります。

災害が発生し、避難が必要な場合の行動についての流れを記載しています。

ポイント 風水害は、台風など天気予報情報で事前に災害が予測できる場合があります。災害が発生しそうな場合は、早めに自主避難を行うことを心掛けます。（自助）
避難勧告等が出された地域では、住民同士が協力し、避難をします。（共助）

この先、災害発生が予想される場合

地域に土砂災害警戒情報が発令され自ら危険を感じたとき。

自宅や地域にいる場合で、台風等の進路で今後、危険が予想され、現在は緊急の避難を要しない場合。

自分・家族の安全確保のため早めの自主避難（自助）

まずは、土砂災害の危険の少ない親族などの家へ自主避難することを考えます。

避難勧告等発令

土砂災害や洪水などにより、緊急に避難を必要とする場合。

被害の発生が予測され、避難を要する場合。

地域での助け合い（共助）



近所には...

災害時要援護者には...
（一人で避難できない人など）

声かけ・安否確認

安否確認・避難の支援

自宅での生活が危険で親戚などの家へ避難できない場合

避難所へ

避難勧告等が解除され、自宅の安全が確認でき、生活可能な場合

自宅へ

【 6 参考資料一覧】

- 1 相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン
- 2 相模原市避難所運営マニュアル
- 3 相模原市洪水ハザードマップ
- 4 相模原市浸水（内水）ハザードマップ